

令和7年度

第3回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和7年6月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和7年度第3回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて
- 議案第5号 非農地判断について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 非農地判断について

## <出席委員> (10名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加藤 浩明  | 2番委員：中村 康之  |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 久雄   |
| 5番委員：井口 峰幸  | 6番委員：渡辺 忠洋  |
| 7番委員：江澤 正久  | 8番委員：小高 一哲  |
| 9番委員：矢代 とみ江 | 10番委員：斎藤 一生 |

## <欠席委員> (0名)

## <出席職員>

【事務局長】小高 一哉 【事務局】高橋 憲司 寺井 絵里

<p>事務局長 (小高)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 3 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 7 年度第 2 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p> <p>(渡辺会長あいさつ)</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 4 番の森委員と 5 番の井口委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>1 頁をお開きください。 今月は、申請案件が 4 件ありますので、先に事務局で一括して説明を行った後で、1 件ずつ審議をお願いします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3-6。所在：小土呂地先 1 筆。地目：田。地積：1,695 m<sup>2</sup>。譲渡人：小土呂の方。譲受人：小土呂の方。事由：耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/規模拡大を図りたい。権利内容：所有権移転 (有償)</p> <p>番号 3-7。所在：葛藤地先 3 筆。地目：畑。地積：2,636 m<sup>2</sup>。</p>

譲渡人：埼玉県坂戸市在住の方。譲受人：千葉市緑区在住の方。  
事由：本件土地を相続したが、耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人：譲渡人の土地を購入し家庭菜園、果樹の栽培を計画している。権利内容：所有権移転（有償）

番号3-8。所在：横山地先3筆。地目：畑。地積：1,273㎡。  
譲渡人：横山の方。譲受人：東京都港区在住の方。事由：父が亡くなり相続をしたが、会社員のため農地を耕作する時間がないため。譲受人：譲渡人の叔父と親しく、依頼を受けたことと、隣接する横山地先の土地建物を購入する予定のため。権利内容：所有権移転（有償）

番号3-9。所在：小苗地先2筆。地目：田。地積：1,585㎡。  
譲渡人：山武市在住の方。譲請人：小苗在住の方。事由：山武市内に住んでおり、大多喜町に家がなく、今後も住む予定がないことと、遠いため、耕作もできないので譲渡したい。譲受人：譲渡人の希望により譲渡依頼を受けたため。  
事務局からの説明は以上です。権利内容：所有権移転（有償）

議長  
(渡辺会長)

議案第1号、番号3-6については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

矢代委員  
(9番)

議案第1号、番号3-6について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現況は、水田を耕作中。

譲渡人の田を耕作していた方が亡くなってしまい、知り合いの譲受人の方が近くの田で耕作をしていたため、譲渡人は耕作できないので農地を購入し、規模拡大を図りたいとのこと。

問題ないと思われる。

ご審議の程お願いいたします。

議長  
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号3-6について許可とすることとしてご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

	<p>異議なしと認め、番号3-6につきましては許可とすることで決定いたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>議案第1号、番号3-7については、中村委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>中村委員 (2番)</p>	<p>議案第1号、番号3-7について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、譲渡人の方が年に数回程度草刈りを行っていることにより荒れてはいない。栗の木が植えてある。 申請通り家庭菜園や果樹等の栽培は問題ないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>井口委員 (5番)</p>	<p>新規の営農となっているが千葉市から通うのか？</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>そのように聞いています。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他にご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
	<p>質問が無いようなので、番号3-7について許可とすることとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>
	<p>異議なしと認め、番号3-7につきましては許可とすることで決定いたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>議案第1号、番号3-8については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>議案第1号、番号3-8について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、保全管理はされていてすぐにでも耕作は可能である。 譲受人の方は、今後柿、栗などの果樹を栽培したいとのこと。 問題ないと思われる。 ご審議の程お願いいたします。</p>

<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号3-8について許可とすることとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p> <p>異議なしと認め、番号3-8につきましては許可とすることで決定いたします。</p> <p>議案第1号、番号3-9については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p> <p>議案第1号、番号3-9について、現地調査を行ってききましたので報告します。</p>
<p>渡邊委員 (3番)</p>	<p>番号3-9について現地調査を行ってきたので報告します。申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。現況は、保全管理されていてきれいな状態である。十年以上耕作はしておらず保全管理していたとのこと。問題ないと思われる。ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号3-9について許可とすることとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p> <p>異議なしと認め、番号3-9につきましては許可とすることで決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>3頁をお開きください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p>

番号4-1。所在：三又地先1筆。地目：田。地積：434㎡。  
事由：南側が町道に面している本土地を町道の高さまで埋立、  
駐車場及び資材置き場として使用したい。近所で親戚の建築業者  
が、ユンボ、ユニック車、2tダンプカー、軽トラックダンプカ  
ー、乗用車4台を保有しており、自宅敷地が手狭で近くに利用で  
きる土地がないため、一括して借りたい旨の申入れがあったので  
その者に貸付したい。

事務局からの説明は以上です。

議 長  
(渡辺会長)

議案第2号、番号4-1については、井口委員が現地調査を担当されまし  
たので、報告をお願いします。

井 口 委 員  
( 5 番 )

議案第2号、番号4-1について、現地調査を行ってきましたので報  
告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現況は、町道に面しており、約30年前頃から耕作は行っていな  
い。保全管理はされている。

周囲に農地はなく、転用に関し問題ないと思われる。

ご審議の程お願いいたします。

議 長  
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

森 委 員  
( 4 番 )

土地改良区域であるが転用可能なのか？

事 務 局  
( 寺 井 )

土地改良団体については現在解散されており、農振除外も昨年さ  
れているので問題ない。

議 長  
(渡辺会長)

他にご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号4-1について許可とすることとし  
てご異議ございませんか。

————— 「異議なし」の声あり —————

異議なしと認め、番号4-1につきましては許可とすることで決定  
いたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計  
画変更承認申請について」を議題といたします。事務局説明をお願

事務局  
(寺井)

いします。

4頁をお開きください。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請があったので、その可否について意見を求める。

番号7-1。所在：田代地先22筆。地目：田。地積：27,419㎡。貸付人：御宿町の法人。借受人：大多喜町の法人。利用権：使用貸借権。事由：弓木地先の農地造成工事の許可期間は、令和5年4月16日までとなっておりますが、現在も許可済地を農地に復元できておりません。これは、事業場内の防災面を優先し、搬入路及び堤体構築の準備作業等、受け入れ準備を進めていた矢先、令和元年9月の台風及び10月の大雨により事業区域内に無数の倒木がおき、堤体構築が間に合わず、場内流末川の既存水路に流れ込む事態となり復旧に約1年を要し、事業再開が令和2年11月となったためです。

このような状況から、堤体の構築が急務であったため、当初は圃場内土砂により堰提する計画であったところを残土により構築することに切替え工事を進めていたところ、令和3年8月の千葉県森林課による定期立入検査の際に、場内土砂と残土の違いが指摘事項となり、残土で構築された堰提は全て撤去することとなりました。令和7年4月18日現在復旧工事は完了し、5月に再度千葉県森林課による検査を受けたが、再び複数の是正箇所が指摘されたため、6月中旬を目途に是正箇所の工事を完了させ、検査を受ける予定です。

埋立事業の許可については、新たに3年間の許可申請を取り直すことで、町環境水道課と協議を行い、埋立事前協議書を提出し、埋立て事業許可申請書受領待ちの状況です。このため、農地造成部分についても、許可期間の延長を行いたく申請します。

事務局からの説明は以上です。

議案第3号、番号7-1については、森委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

森委員  
(4番)

番号7-1について現地調査を行ってきたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現況は、事務局からの説明通り、災害復旧が遅れたとのこと。

また、地元弓木区にも3月末頃業者より説明がり同意書も取り交わしている等のことにより問題ないと思われま。

ご審議の程お願いいたします。

議長  
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員  
(8番)

埋立後は何をするのか？

事務局  
(寺井)  
議長  
(渡辺会長)

埋立後は、再度農地(畑)として利用する。

他にご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようですので、議案第3号番号7-1については許可相当と認めることとしてご異議ございませんか？

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号7-1につきましては、許可相当と認められました。

続きまして、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局  
(寺井)

6項をお開きください。

今月は2件の申請が提出されましたので、先に一括して事務局で説明を行った後、一件ずつ審議をお願いします。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願い」について次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。

番号7-2。所在：小谷松地先3筆。地目：田。地積：631㎡。  
判定地目：宅地。所有者：小谷松在住の方。申請者：所有者と同じ。  
利用状況：隣接の宅地と一体として使用していた。

番号7-3。所在：笛倉地先1筆。地目：田。地積：257㎡。  
判定地目：宅地。所有者：笛倉在住の方。申請者：所有者と同じ。  
利用状況：大正10年10月3日に先々代が本土地に住居を建築してから宅地として使用してきた。建物は令和3年に取り壊したが、現況に合わせて地目変更したい。

事務局からの説明は以上です。

議長  
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。

番号7-2については、私が現地調査を担当しましたので、報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現況は、宅地の一部となっている。30年前頃埋立造成ご現在の住宅を建築し、申請地は現在花壇として使用している。

地籍調査も終了している。

問題ないと思われる。

ご審議の程お願いいたします。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。  
質問が無いようですので、議案第4号番号7-2については非農地と認めることとしてご異議ございませんか？

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号7-2につきましては、非農地と認められました。

議案第4号、番号7-3については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

渡 邊 委 員  
( 3 番 )

番号7-3について現地調査を行ってきたので報告します。  
申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。  
大正時代から建物が建っており、現在は碎石が敷かれています。  
農地としての再生は不可能と思われる。  
問題ないと思われる。  
ご審議の程お願いいたします。

議 長  
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。  
質問が無いようですので、議案第4号番号7-3については非農地と認めることとしてご異議ございませんか？

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号7-3につきましては、非農地と認められました。

続きまして議案第5号「非農地判断について」を議題とします。  
事務局説明をお願いします。

事 務 局  
( 寺 井 )

7頁をお開きください。  
議案第5号「非農地判断について」次のとおり、非農地通知申出があったので、審議を求めます。  
番号非7-5。所在：葛藤地先。1筆。地目：畑。地積：546㎡。  
遊休農地の区分：農地法第32条第1項第1号（黄）所有者：埼玉県坂戸市在住の方。備考：進入路がなく耕作機械の搬入不可、傾斜地等の理由により、再生利用困難判定としたいため、総会に諮ることとした。  
事務局からの説明は以上です。

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>議案第5号、番号非7-5については、中村委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>中 村 委 員 ( 2 番 )</p>	<p>議案第5号、番号非7-5について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、傾斜地となっている。時々草刈りを行っておりある程度は保全管理されている。 非農地として問題ないと思われる。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。  質問が無いようですので、議案第5号番号非7-5については非農地と認めることとしてご異議ございませんか？  ————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>事 務 局 ( 寺 井 )</p>	<p>異議なしと認め、番号非7-5につきましては、非農地と認められました。  続きまして、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局説明をお願いします。  8頁をお開きください。 今月は5件の申請が提出されましたので、先に一括して事務局で説明を行った後、一件ずつ審議をお願いします。 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。 番号7-8。所在：小土呂地先1筆。地目：田。地積：2,418㎡。貸付人：さいたま市在住の方。借受人：大多喜町法人。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。利用権：賃貸借権。年/26,500円。貸付期間：令和7年6月7日～令和12年6月6日。基盤強化法切替。 番号7-9。所在：粟又地先2筆。地目：田。地積：1,764㎡。貸付人：粟又在住の方。借受人：粟又在住の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。利用権：使用貸借権。貸付期間：令和7年8月12日～令和12年8月11日。新規。</p>

番号7-10。所在：横山地先2筆。地目：田。地積：3,694㎡。  
貸付人：横山在住の方。貸付人：横山在住の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。利用権：賃貸借権。米3俵/年。  
貸付期間：令和7年10月6日～令和12年10月5日。基盤強化切替。

番号7-11。所在：横山地先1筆。地目：田。地積：2,256㎡。  
貸付人：横山在住の方。借受人：横山在住の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。利用権：賃貸借権。米1俵/年。  
貸付期間：令和7年10月6日～令和12年10月5日。基盤強化切替。

番号7-12。所在：部田地先5筆。地目：田。地積：5,347㎡。  
貸付人：茂原市在住の方。借受人：八声在住の方。転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。利用権：賃貸借権。米5.35俵/年。  
貸付期間：令和7年7月10日～令和17年7月9日。新規。  
事務局からの説明は以上です。

議長  
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようですので、議案第6号、番号7-8から7-12については原案通り決定することとしてご異議ございませんか？

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、議案第6号、番号7-8から7-12については原案通り決定しました。議案は以上です。

それでは報告事項について、事務局よりお願いいたします。

事務局  
(寺井)

11頁をお開きください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について次のとおり受理したことを報告する。

番号7-6 所在：湯倉地先 田1筆。地積628㎡。

所有者：小土呂在住の方。届出者：小土呂在住の、相続者。

番号7-7から番号7-13まで同様の届出がされています。

17頁をお開きください。

報告第2号農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号知事1 所在：松尾地先 田1筆。地積：145㎡。変更登記地目：宅地。登記原因日付：年月日不詳地目変更。所有者：千葉市

在住の方。

照会地は、井戸が2箇所設置され、草刈りされ管理されていた。隣地に建てられている同所有者の居宅は、建物の登記事項証明書によると昭和45年6月に建てられ、同時期から照会地にはカキ、マキ、ユズ、桜等の庭木が植栽され、居宅と一体的に使用されてきたとのことである。

このため、現況が変化してから20年以上が経過しているため、農地としての復元は困難であると判断し、非農地として回答した。

18頁をお開きください。

番号農委2 所在：板谷地先3筆。地積：1,893 m<sup>2</sup>。変更登記地目：山林。登記年月日：平成年月日不詳地目変更。所有者：板谷在住の方。

本照会については、申請者から取下申出があったため、このまま回答した。

番号知事2 所在：森宮地先1筆。地積38 m<sup>2</sup>。変更地目：宅地。登記年月日：平成年月日不詳地目変更。所有者：いすみ市法人。

照会地の現況は、隣地に建つ住宅の敷地の一部となっており、平成15年当時には既に建物が建っておりことが確認できており、20年以上が経過している。本照会地は令和4年5月2日付けで農地法第5条の許可を受けた農地であるが、許可後事業者の責に属さないやむを得ない事情により転用事業の実現が困難となり、元の所有者に所有権を戻すことも不可能であったため、事業者が分筆を行い、新たな譲受人に適切に譲渡を行う旨の申請でもあることも踏まえ、非農地として回答した。

19頁をお開きください。

報告第3号「非農地判断について」次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されており、所有者から申請があり非農地の通知を行ったので報告する。

番号非7-6 所在：横山地先 田2筆、畑1筆。地積：3,433 m<sup>2</sup>。所有者：横山在住の方。遊休農地の区分：再生利用が困難な農地。

番号非7-7 所在：小土呂地先 畑1筆。地積：540 m<sup>2</sup>。所有者：小土呂在住の方。遊休農地の区分：再生利用が困難な農地。報告事項は以上です。

議長  
(渡辺会長)

報告事項ですのでご了承をお願いします。  
続いて議事日程6その他に入ります。  
事務局何かございますか？

事務局  
(寺井)

ありません。

議 長  
(渡辺会長)

以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

閉 会 (午後 2 時 5 5 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年7月7日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 森 久雄

署名委員 井口 峰幸

